

盛土環境条例に係るQ & A

250324

- 1 規制の対象、内容に関すること・・・P 1
- 2 手続に関すること・・・P 2、3
- 3 水質、土壌の調査に関すること・・・P 4～6
- 4 現行の盛土条例の許可に関すること・・・P 7、8

※ 改正後の盛土条例を「盛土環境条例」と表現しています。

< 目 次 >

1 規制の対象、内容に関すること

- Q 1 - 1 規制の対象となる盛土等はどのようなものか。
- Q 1 - 2 平坦な場所での盛土への規制はどうなるのか。
- Q 1 - 3 営農行為にも規制はかかるのか。
- Q 1 - 4 開発型盛土とはどのようなものか。
- Q 1 - 5 処分型盛土とはどのようなものか。
- Q 1 - 6 開発型盛土と処分型盛土をどのように区分するのか。

2 手続に関すること

- Q 2 - 1 地域住民への説明会は必須となるのか。
- Q 2 - 2 土地所有者の同意は必須となるのか。
- Q 2 - 3 盛土環境条例の届出の前に、これまで申請の前に行っていた土壌の汚染状況の調査を行う必要はあるか。
- Q 2 - 4 土石搬入報告書に土石搬入状況一覧表(様式第6号)を添付できるのはどのようなときか。
- Q 2 - 5 土石に汚染のないことを確認するにはどうしたらよいか。
- Q 2 - 6 残土処理場等に土砂を受け取ってもらう際には、分析調査が必要となるのか。

3 水質、土壌の調査に関すること

- Q 3 - 1 分析調査の項目数は減らさないのか。
- Q 3 - 2 ダイオキシン類の分析調査を除外できないか。
- Q 3 - 3 土砂の現地流用の場合は分析調査は不要ではないか。
- Q 3 - 4 工事に伴う一時堆積は分析調査が必要となるのか。
- Q 3 - 5 スtockヤードは分析調査が必要となるのか。
- Q 3 - 6 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為に該当する盛土等(通称 開発型盛土)の土壌の分析調査を緩和する理由は。
- Q 3 - 7 田畑転換のような農地転用に対して、処分型盛土として土壌等の分析調査等の規制をかけるのはなぜか。

- Q 3 - 8 工場用地の造成を計画しているが、土砂等の購入先（発生元）が届出時には決まっておらず、施工中に発生元（購入先）を探しながら工事を進めていきたいが、このような場合、開発型盛土として、土壌の分析調査は不要になるか。
- Q 3 - 9 開発型盛土以外の盛土等であっても、土石の搬入前に県に汚染のないことの報告書を提出し、確認を受ければ土壌の分析調査は不要とならないか。
- Q 3 - 10 処分型盛土であっても、発生元から汚染のおそれのないことの証明書等を交付を受ければ、土壌等の分析調査は不要ではないか。
- Q 3 - 11 再生資源利用促進計画等は、小規模な工事でも自主的に作成すれば、土石基準に適合することを確認した書類として扱われるのか。

4 現行の盛土条例の許可に関すること（経過措置等）

- Q 4 - 1 既に許可を受けている盛土等の扱いはどのようになるのか。
- Q 4 - 2 盛土条例の許可が間に合わなかった場合はどのようにすればよいのか。
- Q 4 - 3 盛土条例の許可を受けている盛土等は、これまでどおり土壌の分析調査が必要なのか。
- Q 4 - 4 盛土条例の許可を受けている盛土等において、変更許可に該当するような変更が生じた場合、どのような手続が必要となるか。
- Q 4 - 5 他法令の許可（林地開発許可など）を受けているため、現行条例の附則第 4 項の経過措置により、盛土条例の許可を受けずに行っていた盛土等は、5 月 26 日以降にはどのような手続が必要か。

1 規制の対象、内容に関すること

Q 1 - 1 規制の対象となる盛土等はどのようなものか。

- A 盛土環境条例では、規制の対象を以下のとおりとする予定です。
- ア 盛土規制法の対象となる盛土、堆積
 - イ 埋立て（建築物や工作物の解体・撤去に伴う埋立てを除く）
（ア、イのいずれも、1,000 m²以上のもの）

Q 1 - 2 平坦な場所での盛土への規制はどうなるのか。

- A 盛土環境条例の対象は、盛土規制法の対象と同様の考え方になります。
- 盛土規制法の対象となる平坦な場所での盛土については、盛土環境条例においても対象となります。

Q 1 - 3 営農行為にも規制はかかるのか。

- A 盛土環境条例の対象は、盛土規制法の対象と同様の考え方になります。
- 盛土規制法の対象とならない営農行為については、盛土環境条例においても対象とはなりません。

Q 1 - 4 開発型盛土とはどのようなものか。

- A 宅地造成、工場用地の造成など、都市計画法第4条第12項の定義に該当するものを「開発型盛土」として扱うことを検討しています。

Q 1 - 5 処分型盛土とはどのようなものか。

- A 開発型盛土、一時堆積に該当しない盛土等を「処分型盛土」とすることを検討しています。

Q 1 - 6 開発型盛土と処分型盛土をどのように区分するのか。

- A 盛土環境条例に基づき提出される届出書の内容や、届出の内容と土砂の搬入前に提出される報告書の内容の確認などによって、区分することを検討しています。

2 手続に関すること

Q 2 - 1 地域住民への説明会は必須となるのか。

A 盛土環境条例の周知の方法は、盛土規制法と同様とします。

このため、法で説明会等による周知が実施される盛土等については、周知は不要とします。

法の対象とならない「埋立て」については、説明会や回覧などによる周知を行ってもらうことを検討しています。

Q 2 - 2 土地所有者の同意は必須となるのか。

A 盛土環境条例における同意の扱いは、盛土規制法と同様とします。

このため、法で土地所有者等の同意の取得が行われる盛土等については、同意書の添付は不要とします。

盛土規制法の対象とならない「埋立て」については、取得した同意書等を届出書に添付してもらうことを検討しています。

Q 2 - 3 盛土環境条例の届出の前に、これまで申請の前に行っていた盛土等区域の土壌の汚染状況の調査を行う必要はあるか。

A 盛土環境条例では、盛土等による環境の汚染を防止することを目的としており、盛土等が行われる前の盛土等区域の汚染状況の調査の実施は求めないこととしました。

Q 2 - 4 土石搬入報告書に土石搬入状況一覧表（様式第6号）を添付できるのはどのようなときか。

A 残土処分場、ストックヤード、砂利採取後の埋立てなどでは、土石の発生源が不特定、搬入時期が不定期となることが想定されます。

このような場合には、土石が搬入される前に、~~その~~その都度、報告書を県に提出することが困難な上、双方の事務量が膨大なものなることが考えられるため、土石搬入状況一覧表（様式第6号）の提出を可とします。

Q 2 - 5 土石に汚染のないことを確認するにはどうしたらよいか。

A 盛土等を行う者（土石を搬入する者）は、これまでどおり、事前に、搬入する土石に汚染のおそれがないことを確認する必要があります。

工事現場などの土石を発生させる者から、以下のような書類を提出してもらい、汚染のおそれのないことを確認してください。

詳細は、「盛土環境条例の手引き」を御確認ください。

<盛土環境条例及び施行規則で規定する証明書>

- ・土地の利用状況等の調査結果
- ・土壌分析調査の結果
- ・再生資源利用促進計画等（発生元の土対法手続や搬出先の許可状況が明確にされる建設副産物を搬出する際の計画）
- ・採石法、砂利採取法の認可書（土地の利用状況と土砂の発生元が証明される書類）

Q 2 - 6 残土処理場等に土砂を受け取ってもらう際には、分析調査が必要となるのか。

A 盛土等による環境の汚染の防止のため、残土処理場等の土石を搬入する（受入れる）者には、これまでどおり、事前に搬入する土石に汚染のおそれがないことを確認してもらう必要があります。

このため、工事現場などの土石を発生させる者にも、これまでどおり、汚染のおそれのないことの証明を作成してもらい、残土処分場等へ提出していただく必要があります。

盛土条例では、土地の利用状況等の調査（地歴調査）と土壌の分析調査による証明を求めていましたが、盛土環境条例では、これらに加え、地歴調査と同等の内容の確認が可能な「再生資源利用促進計画等」や「採石法・砂利採取法の認可書」を追加しました。

3 水質、土壌の調査に関すること

Q 3-1 分析調査の項目数は減らさないのか。

A 盛土環境条例は、盛土条例における環境の規制の枠組みは維持した上で、必要な合理化を図ることから、項目数を減らすことは考えていません。

Q 3-2 ダイオキシン類の分析調査を除外できないか。

A 盛土環境条例は、盛土条例における環境の規制の枠組みは維持した上で、必要な合理化を図ることから、ダイオキシン類を除外することは考えていません。

Q 3-3 土砂の現地流用の場合は分析調査は不要ではないか。

A 土砂を切土、盛土により現地で流用する場合には、汚染の拡散のおそれがないため、盛土環境条例の届出は不要とします。

Q 3-4 工事に伴う一時堆積は分析調査が必要となるのか。

A 盛土規制法において許可不要とされる工事に伴う一時堆積は、盛土環境条例においても届出は不要とします。

Q 3-5 スtockヤードは分析調査が必要となるのか。

A スtockヤードは、土砂の移動の過程段階であり、最終的な利用先や処分先において盛土等が行われる際に汚染のおそれのないことが確認されるため、二重に分析調査の実施を求めることを避けることとしました。

ただし、これまでどおり、stockヤードの土砂を利用する者からは、汚染のないことの証明を求められることがあります。

Q 3 - 6 都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為に該当する盛土等（通称 開発型盛土）の土壌の分析調査を緩和する理由は。

A 宅地や工場用地の造成のような都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為に該当する盛土等は、跡地の利用目的が明確であり、責任の所在やその後の維持管理が適切に行われることが明確です。

また、盛土等を行った土地の販売や利用が前提であることから、不適切な土石の処分として悪用されるものではないと考えています。

このため、搬入される土砂の汚染の有無について管理が可能と考え、土石の搬入前に県に提出される報告書によって、汚染のないことの確認ができた場合に限り、土壌の分析調査を不要とすることにしました。

Q 3 - 7 田畑転換のような農地転用に対して、処分型盛土として土壌等の分析調査等の規制をかけるのはなぜか。

A 土壌等の分析調査の簡略化を検討するに当たっての基本的な考え方は Q 3 - 6 のとおりです。

県内では、農地転用と称して残土処理が行われている実態があり、不適切盛土の約 3 割は、農地に関連したものとなっています。

農地の場合、表面の耕作土については発生元等が配慮される傾向がありますが、盛土等全体としては汚染への配慮がされているか不明なため、土壌等の分析調査を簡略化することはできないと考えました。

Q 3 - 8 工場用地の造成を計画しているが、土砂等の購入先（発生元）が届出時には決まっておらず、施工中に発生元（購入先）を探しながら工事を進めていきたいが、このような場合、開発型盛土として、土壌の分析調査は不要になるか。

A 盛土環境条例では、宅地造成や工場用地造成のような都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為に該当する盛土等について、計画地に土石の搬入前に、県へ提出される報告書によって、汚染のないことの確認ができた場合に限り、土壌の分析調査を不要としています。

質問のようなケースは、処分型盛土として分析が必要になります。

Q 3-9 開発型盛土以外の盛土等であっても、土石の搬入前に、県へ~~汚~~染のないことの報告書を提出し、確認を受ければ土壌の分析調査は不要とならないか。

A 盛土環境条例は、Q 3-6での回答を基本的な考え方として、開発型盛土に限り、土壌の分析調査を不要としています。

質問のようなケースは、Q 3-6の考え方には該当しないため、処分型盛土として、土壌の分析調査の実施を求めています。

Q 3-10 処分型盛土であっても、発生元から汚染のおそれのないことの証明書等の~~を~~交付を受ければ、土壌等の分析調査は不要ではないか。

A 土壌等の分析調査の簡略化の考え方は、Q 3-3、3-4及び3-6のとおりです。

これ以外の盛土等については、実態を踏まえると簡略化できないと考え、これまでどおりの規制を維持することとしました。

Q 3-11 再生資源利用促進計画等は、小規模な工事でも自主的に作成すれば、土石基準に適合することを確認した書類として扱われるのか。

A 再生資源利用促進計画は、建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第20号）第8条第1項に規定されており、500m³以上の建設発生土を搬出する工事で作成することとされています。

法令等で規定されていない規模の工事で作成された書類は、対象となりません。

4 現行の盛土条例の許可に関する事（経過措置等）

Q 4 - 1 既に許可を受けている盛土等の扱いはどのようになるのか。

A 盛土規制法の運用開始を予定している令和 7 年 5 月 26 日より前に許可を受け、着手している盛土等については、災害の防止の規定や手続は、これまでどおり現行の盛土条例の規定が適用されます。

生活環境の保全の規定については、盛土環境条例の規定を適用することを考えています。

この場合、盛土規制法については、盛土規制法第 21 条又は第 40 条に規定する工事等の届出が必要となります。

Q 4 - 2 盛土条例の許可が間に合わなかった場合はどのようにすればよいのか。

A 令和 7 年 5 月 26 日までに盛土条例の申請がされていれば、盛土環境条例の届出があったものとみなし、改めて届出の提出は不要です。

申請がされていない場合には、盛土環境条例の届出を提出してもらう必要があります。

Q 4 - 3 盛土条例の許可を受けている盛土等は、これまでどおり土壌の分析調査が必要なのか。

A 許可を受けている盛土等は、生活環境の保全の規制について、5 月 26 日以降は盛土環境条例の規定が適用されます。

このため、宅地造成や工場用地造成等の開発型盛土では、計画地に搬入前に土砂等（土石）搬入報告書を県に提出し、確認を受ければ、6 か月ごとや完了時に行う土壌等の分析調査は不要となります。

土石の堆積（一時堆積）は、土壌等の分析調査は不要となりますが、これまでどおり、搬入する（運び込まれる）土石の汚染のおそれのないことの確認は必要であり、搬出（販売）する土石については、購入者から汚染のおそれのないことの証明を求められることがあります。

処分型盛土（残土処分場、資材置き場、農地造成など）については、これまでどおり、6 か月ごとや完了時の土壌等の分析調査の実施と報告が必要となります。

Q 4 - 4 盛土条例の許可を受けている盛土等において、変更許可に該当するような変更が生じた場合、どのような手続が必要となるか。

A 許可を受けている盛土等には、災害の防止と手続に関する規定は、現在の盛土条例が適用されます。

このため、変更許可に該当するような変更（工期の延長、盛土面積の増加又は盛土量の増加など）が生じる場合には、これまでと同様の変更許可手続が必要となります。

Q 4 - 5 他法令の許可（林地開発許可など）を受けているため、現行条例の附則第 4 項の経過措置により、盛土条例の許可を受けずに行っていた盛土等は、5 月 26 日以降にはどのような手続が必要か。

A 現行条例の附則の規定は、そのまま適用（継続）されるため、他法令の許可の範囲（工期に延長がない、面積や体積に増加がない）の場合は、盛土環境条例の届出は不要です。

他法令の許可の範囲を超えることとなった場合には、盛土環境条例の届出が必要となります。

なお、5 月 26 日以降は、盛土規制法第 21 条又は第 40 条に規定する工事等の届出が必要となります。